

日本ユーフォニアム・チューバ協会 規約書

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会の名称を、日本ユーフォニアム・チューバ協会 (Japan Euphonium Tuba Association、略称JETA) と称す。以下「本協会」という。

(所在地)

第2条 本協会の本部を東京都日野市日野1111-1 E508 岡村由香里内に置く。

(目的)

第3条 我国のユーフォニアム・チューバ界の向上発展と内外のユーフォニアム・チューバ奏者相互の友好親睦を目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的達成のため、次の事業を随時実施する。

- ①年4回の会報発行及びSNS等による情報発信、会員証の発行
- ②フェスティバル、シンポジウム、コンクールの開催
- ③音楽会、講習会の後援
- ④海外ユーフォニアム・チューバ奏者及びその関連団体との交流
- ⑤国内に於ける他の楽器の協会及びその関連団体との交流
- ⑥その他、本協会の目的達成のために必要なすべての事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の目的に賛同して入会し、規定の会費を納入した者を会員とし、次の基準を置く。

- ①A会員：職業演奏家及び教育者
- ②B会員：一般及び学生
学生とは、学校教育法が定める学校教育施設及び専修学校等に在籍する者及びそれに準ずる者と本協会が判断した者をいう。
- ③名誉会員：我国のユーフォニアム・チューバ界に功績があり、常任理事会により推薦された者
- ④賛助会員：本協会の主旨に賛同し、常任理事会により推薦された個人及び事業団体等

(入会方法)

第6条 本協会に入会を希望する者は、本規約書の内容を確認の上、前条に掲げる会員区分に従って、本協会が定める入会申込を行い入会の承認を得なければならない。入会の承認を得た後に、規定の会費（入会月により会費が月割となることがある）を納入することにより会員資格を有するものとする。また、入会申込をした時点で、本規約書に同意したものとする。

- 2 会員資格の有効期限は毎年4月30日までとし、その年の3月1日までに更新しない旨の意思表示をしない限り、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(入会資格)

第7条 本協会が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、入会を承認しないことがある。

- ①本協会の目的に賛同していないとき。
- ②過去に本協会から除名処分を受けたことがあるとき。
- ③入会申込時に、事実と異なる内容（虚偽、誤記、申告漏れを問わない）の申告があるとき。
- ④入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員若しくはその関係者（以下「暴力団等」という）であるとき又はそのおそれがあると本協会が判断したとき。
- ⑤その他、本協会が会員として不適当と判断したとき。

(退会)

第8条 会員は、自ら退会を届け出ることにより、本協会を退会することができる。ただし、会費未納がある場合はこれを認めない。

(会員資格喪失)

第9条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- ①本協会が解散したとき。
- ②会員が死亡したとき又は失踪宣言を受けたとき。ただし、名誉会員は除く。

(除名)

第10条 本協会は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- ①会員が、本規約書及びその他本協会の規則に違反したとき。
- ②会員が、本協会の名誉を傷つける言動をとったとき。
- ③会員が、会費未納時の督促に応じないとき。
- ④会員が、暴力団等である又はそのおそれがあると判明したとき。
- ⑤その他、本協会により会員として不適当と判断されたとき。

(禁止事項)

第11条 会員は、以下の行為をしてはならないものとする。

- ①会員資格の貸与、販売及び譲渡等の行為
 - ②会員としての地位及び会員資格を利用した、選挙運動、政治活動、宗教活動、本協会により不適切と判断された営利活動及びこれに準ずる行為
 - ③本協会が提供した情報を、会員としての権利を行使する目的以外で利用する行為
 - ④本協会から提供された又は本協会を通じて入手した全ての情報及び著作物を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、本協会の文書での承認なく、複製、改ざん、転載及び再配布する行為
 - ⑤本協会、本協会の関係者並びにその他の第三者の財産、著作権、肖像権、プライバシー権等、その他一切の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがあると本協会により判断される行為
 - ⑥本協会、本協会の関係者並びにその他の第三者を誹謗中傷し、その名誉及び信用等を毀損する行為及びそのおそれがあると本協会により判断される行為
 - ⑦手段を問わず、本協会の運営又は本協会の関連事業に支障をきたす行為及びそのおそれがあると本協会により判断される行為
 - ⑧法令又は公序良俗に反する行為及びそのおそれがあると本協会により判断される行為
 - ⑨その他、会員として不適切であると本協会により判断される行為
- 2 会員が上記で禁止されている行為を行った場合又はその疑いが高いと認められる場合、その行為に関するあらゆる責任は当該会員が負い、本協会は一切の責任を負わないものとする。また、会員が当該禁止行為によって本協会に対して直接的又は間接的に損害を与えた場合、本協会は、会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとする。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- ①理事長 1名
- ②副理事長 2名
- ③常任理事 若干名

(監査)

第13条 本協会に監査を2名置く。

(理事)

第14条 本協会に若干名の理事を置く。

(顧問)

第15条 本協会に若干名の顧問を置くことができる。

(任免)

第16条 本協会の役員、監査、理事及び顧問の任免は下記の規定によって行う。

- ①常任理事は総会に於いて、A会員又はB会員の中から推薦され、会員全員の過半数の信任を得て選出される。
- ②理事長及び副理事長は、常任理事の中から推薦された候補者（自薦他薦は問わない）から、総会出席者（理事以上）による選挙を経て選出される。
- ③理事長及び副理事長の任期は1期4年とし、最大2期8年までの再任を可能とする。
- ④理事長及び副理事長を除く常任理事の任期は1年とし、再任を妨げない。
- ⑤監査は常任理事会より推薦され、総会に於いて、会員全員の過半数の信任を得て選出される。
- ⑥理事は常任理事会によりA会員又はB会員の中から委嘱され、会の円滑な運営を補佐する。理事の任期は1年とし、再任を妨げない。
- ⑦常任理事会は円滑な運営を計るため、事務局を設置する。
- ⑧顧問は常任理事会により委嘱され、任期は無期限とし、会費は徴収しない。

第4章 運営

- 第17条 本協会はA会員及びB会員によって運営される。
- ①総会:1年に1回理事長が招集する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会は会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。
 - ②常任理事会:理事長、副理事長、常任理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。
 - ③理事会:常任理事及び理事によって構成され、必要に応じて随時開催する。
 - ④議決:会議の議長は出席者の中から選任し、議決は出席者の過半数をもって決する。
 - ⑤事務局:理事長に直属し、総会及び常任理事会の決定に基づき会務を執行する。

第5章 会計及び会費

- 第18条 本協会の経費は会費、寄付金、助成金、その他の収入を以てこれにあてる。
- 2 会費:本協会の会費は次の通りとする。なお、本協会の事情により、本協会が適切と判断した場合、会費を変更する場合がある。その決定は総会の決議によるものとする。
 - ①A会員 8,000円(年額)
 - ②B会員 4,000円(年額)
 - ③名誉会員 特に会費は徴収しない
 - ④賛助会員 本協会が発行する会報の広告スペースを次の金額(年額)で提供する。一口のスペースはA4の1/4(横長帯サイズ)とし、毎回の掲載とする。
一口22,000円、二口44,000円、三口60,000円、四口70,000円
 - 3 会費の納入:会費は毎年5月31日までに納入するものとする。A会員、B会員の会費納入は自動口座振替によって行うものとする。一度納入された会費はいかなる場合も返却しない。
 - 4 会費の減免:自己の帰責事由なく会費の支払いが困難な会員については、会費の減免を行うことができる。その決定は常任理事会の審議に基づき、本協会が最終決定を行う。
 - 5 本協会の運営費として、その運営(実務)に携わる者には人的経費を支払う。
 - 6 本協会の主旨に沿う目的と常任理事会が認めた場合は、他団体主催の催しへの協力をを行う。
 - 7 会計年度:本協会の会計年度は5月1日より翌年4月30日までとする。

第6章 一般条項

(著作権等)

- 第19条 本協会によって提供される全ての画像、文章、コンテンツ等の権利(著作権等)は、原則として本協会に帰属する。

(免責事項)

- 第20条 本協会の活動に起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。会員が退会又は除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して効力を有するものとする。

(損害賠償)

- 第21条 会員が、本規約書及びその他法令等に違反する行為により、本協会へ損害を与えた場合には、本協会は当該会員(会員資格を喪失した者を含む)に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(準拠法)

- 第22条 本規約書に関する準拠法は、日本法とする。

(合意管轄)

- 第23条 本協会及び会員は、本協会と会員との間で紛争等が生じた場合はお互いに誠実に協議するものとし、協議でも解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として裁判に移行するものとする。

(改廃)

- 第24条 会則及び本規約書の改正については、総会の決議を必要とする。

(附則)

- ①本協会の運営の細目については、常任理事会の審議に基づき、本協会の最終決定により決定する。
- ②本規約書は、1985年12月1日より施行する。
本規約書は、1992年4月19日より改訂施行する。
本規約書は、1995年6月17日より改訂施行する。
本規約書は、2001年4月29日より改訂施行する。
本規約書は、2003年4月29日より改訂施行する。
本規約書は、2006年4月29日より改訂施行する。
本規約書は、2012年4月29日より改訂施行する。
本規約書は、2015年4月29日より改訂施行する。
本規約書は、2016年5月8日より改訂施行する。
本規約書は、2017年5月14日より改訂施行する。
本規約書は、2018年6月3日より改定施行する。
本規約書は、2019年6月15日より改訂施行する。